

## LT会・中国ビジネス情報速報

### ●新型コロナ肺炎流行期間の在中国外国人の居留期限を自動延長

「中国での先進事業、科学研究に従事する外国人が安心して仕事や生活を継続できるよう、滞在居留の便宜を図ります。感染流行期間中に上記に当てはまる外国人が所持するビザや居留許可の期限が切れた場合、在中国居留期限を自動的に2ヶ月間延長することとし、延長更新手続きをする必要はありません。商用、科学研究学術交流等で一時的に短期間出国する必要がある場合は、前もって再入国ビザ手続きをすることが可能です。」

-2020.02.27 国家移民管理局(NIA) “感染防止制御及び経済民生サービスへの救済措置十項目”

### ●赴任者の一時(日本)帰国によるZビザの再申請について

新型コロナ肺炎の感染拡大により、中国で就労中の赴任者が日本に一時帰国している間に、居留許可証の有効期限が切れる事例が発生しています。一旦切れた居留許可を中国で更新/再取得する場合、基本的に現地でビザを取得して渡航することが求められます(日本では居留許可の延長は不可)。ただし、本来「工作許可通知」で申請するZビザが、以下の追加書類でも申請可能となりました。

- ・外国人工作許可証(カード式)の両面コピー
- ・外国人工作許可証記載のQRコードから読み取った情報を印刷したもの
- ※有効期限が申請日(ビザ発給日)より3ヶ月以上残っていること
- ・居留許可が更新できない理由と工作許可証を用いて申請する理由を記載した理由書(申請者直筆署名/PDF可)

-弊社クライアントから提供頂いた中国ビザセンターの最新情報

### ●初めての個人所得税総合所得年度申告が4月1日(暫定)から受付開始に

新個人所得税法により、本年3月1日から開始が予定されていた個人所得税総合所得の年度申告が、新型コロナ肺炎流行の影響で暫定延期されることになりました。先ごろ、上海税務は、個人所得税の年度申告業務を4月1日(暫定)から延期し、且つ、代納単位及び納税者はそれぞれ合理的に適切な間隔を置いて年度申告手続きをするよう通達を出しました。また、感染流行の防止制御期間中は、企業等の従業員個人が出国や定住等特別な理由で年度申告を急ぐ必要がある場合、上海税務局が予約サービスを受け付けます。特別な事情がないかぎり、直接税務サービス庁に問い合わせ及び関連手続きを行ってください。その他質問は、管轄の税務機関に電話又は12366納税サービスホットラインにお問い合わせください。

-2020.02.28 上海市税務局-電子税務局から各企業宛の《天引き納税義務者への書簡》



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

# LT GROUP

---

---

## ● 《外国人永住条例(意見募集稿)》への議論噴出

2月27日、中国司法部HPにおいて《中華人民共和国外国人永久居留管理条例(意見募集稿)》の全文が公開され、パブリックコメントが募集されました(募集期間は3月27日まで)。各界の大きな関心を集めるなか、影響を懸念する意見が多く見受けられます。反対意見の多くは、永住権取得の限定条件が緩すぎるといふものであり、優秀な人材を中国に引き付けられないばかりか、違法移民が合法的に永住できるようにするものだと指摘するものとなっています。

-司法部公式HP/2020.03.01 “環球網”報道

## ● 「LT社からのお知らせ」WEBテレビ会議システムの導入について

現在、新型コロナウイルスの感染防止のため、お客様へのご訪問などを控えさせていただいております。

何かとご不便をおかけし申し訳ございません。

弊社では、直接のご訪問、ご面談に勝るコミュニケーションはないと考えております。つきましては、少しでも臨場感のあるご面談を実現するため、この度、WEBテレビ会議システムを導入させていただくこととしました。

なお、このWEBテレビ会議システムのご利用に当たり、お客様には費用負担は一切発生しません。インターネットへの接続環境があれば簡単な操作でアクセスいただけます。システムのダウンロード方法等は別途ご案内させていただきます。

どうかお気軽にご面談のご希望等お申し付けください。

以上